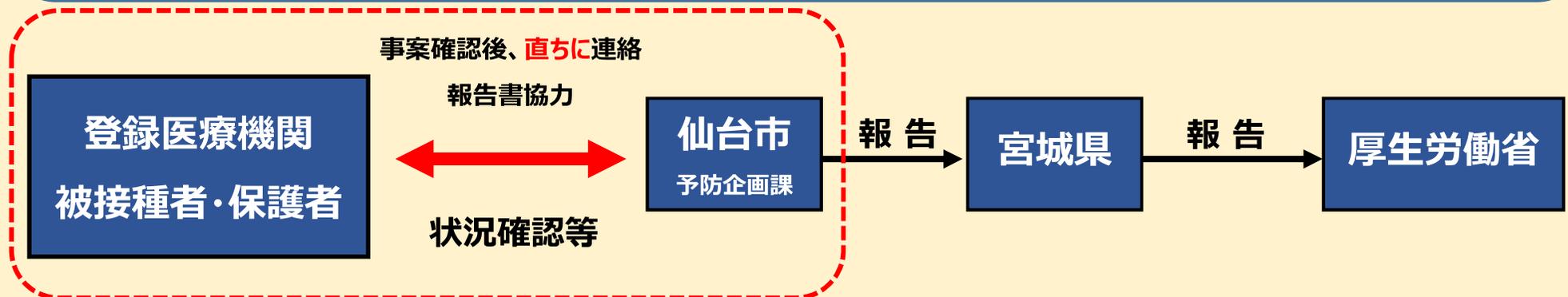


4-1 定期予防接種の間違について

- ◆ 誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した、接種間隔を誤った等の間違いを把握した場合、仙台市から宮城県経由で厚生労働省あてに報告する。

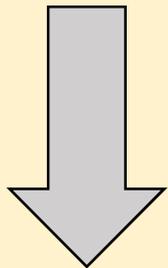
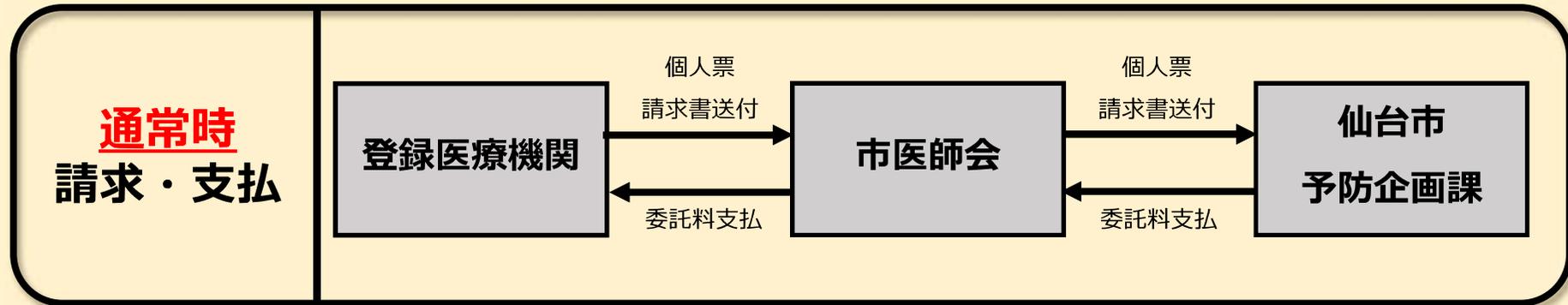


報告事項

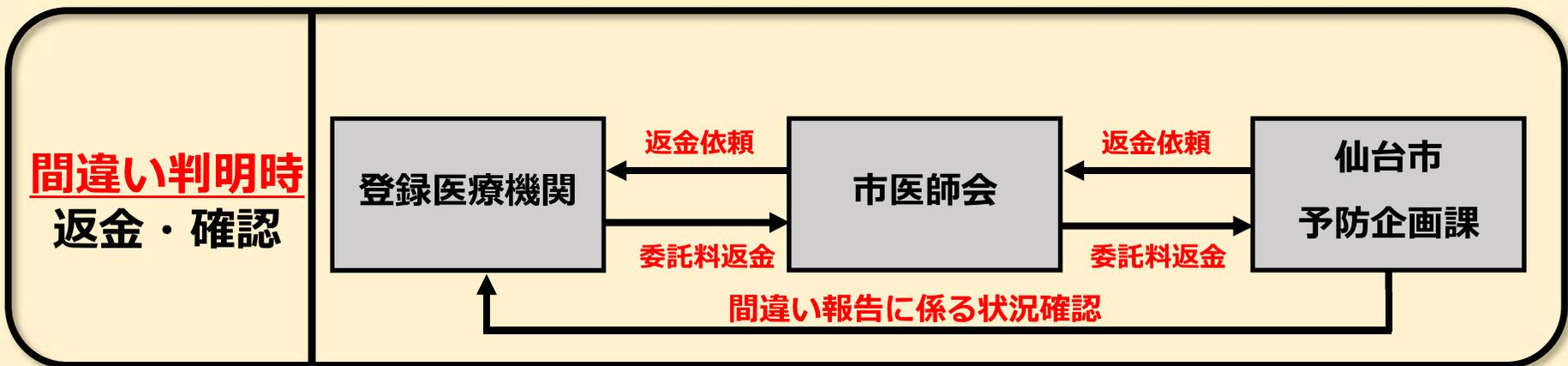
- ① 予防接種実施機関、② ワクチンの種類、③ 実施日、④ 被接種者数、
- ⑤ 間違いの概要と原因、⑥ 間違いへの対応、⑦ 健康被害発生の有無、
- ⑧ 今後の再発防止策

間違い接種連絡先：健康福祉局予防企画課 TEL 022-214-8452

4-2 定期予防接種の間違について ～ 請求後、予防接種台帳システムで判明した誤りについて ～



上記の**委託料支払後**に本市側で間違いを把握した場合
(接種実績を予防接種台帳システムに記録⇒接種間隔誤りを検知 等)



4-3 定期予防接種の間違について ～ よくある間違い① 接種間隔の誤り、重複接種 ～

生ワクチン接種後、**27日以上の間隔を置かずに** 他の注射生ワクチンによる予防接種を実施した

- ◆ 異なるワクチン間の接種間隔については、
 - ・どちらも生注射ワクチンの場合
 - ⇒ 接種日の翌日から27日以上の間隔を置くことで接種が可能。
例) 4/1に生注射ワクチンを接種した場合、次の接種は4/29以降となります。
 - ・それ以外（不活化ワクチン等）
 - ⇒ 接種間隔は不要。同日接種も定期予防接種となる。

日本脳炎ワクチン第2期（4回目）を、**重複して接種した**

- ◆ 別の医療機関で接種済みであったが、重複して第2期（4回目）を接種した。
 - ⇒ **2期の記録欄が別ページに有り**、見落とした。
- ◆ 重複接種の誤りは、高齢者の肺炎球菌ワクチン、HPVワクチンで見受けられました。（令和6年度報告）

4-4 定期予防接種の間違について ～ よくある間違い② 日本脳炎ワクチンの接種間隔について ～

日本脳炎ワクチンについて、**第1期初回2回目と第1期追加（3回目）を6月以上の間隔を置かずに接種した。**

日本脳炎ワクチンの定期接種については、

2回目と3回目の接種間隔を6月置くこととされています（※）

※積極的接種勧奨の差し控えに伴う特例対象者のうちの一部事例を除く。

【第1期初回：1回目】と【第1期初回：2回目】の間隔が広く開いてしまった方に対して、抗体価の獲得率を上げるために、【第1期初回：2回目】と【第1期追加】を**6月よりも短い**間隔で接種する方法について、過去の予防接種関係の書籍等で『任意接種になってしまう』旨の注意書きが無く推奨の記載がありました。この接種方法の場合、**第1期追加接種（3回目）が任意接種扱いとなります**のでご注意ください。

4-5 定期予防接種の間違について ～（参考）日本脳炎ワクチンの接種間隔について～

対象疾病 (ワクチン)	定期接種の対象者	標準的な接種期間	定期接種となる接種間隔等【標準的な接種間隔】	回数	接種量 (方法)	
日本脳炎 (乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)	【第1期初回】 生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまで	6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】	2回	3歳以上 各0.5ml (皮下)	
	【第1期追加】 生後6月から生後90月に 至るまでの間にある者	4歳に達したときから5歳に達するまで	第1期初回終了後、6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：1期初回終了後、概ね1年(11月～13月)の間隔を置く】	1回	3歳未満 各0.25ml (皮下)	
	【第2期】 9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまで	-	1回	0.5ml (皮下)	
	【特例】 H7.4.2～H19.4.1生の者 (※1)で「20歳未満」の者	【特例1】 H23.5.19(※2)までに 1回も接種していない者		●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回2回目まで終了後、6月以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回2回目まで終了後概ね1年経過した時期】	初回：2回 追加：1回	各0.5ml (皮下)
		【特例2】 H23.5.19(※2)までに 1回以上接種している者		●第1期初回…6日以上の間隔を置く 【標準的間隔：6日から28日までの間隔を置く】 ●第1期追加…初回2回目まで終了後、6日以上の間隔をおいて接種 【標準的間隔：初回2回目まで終了後概ね1年経過した時期】	残りの回数	0.5ml (皮下)
		【1と2共通】		●第2期…第1期(全3回)終了後、6日以上の間隔を置く	1回	0.5ml (皮下)

※1. H17年度からH21年度の積極的勧奨の差控えにより接種機会を逸した者

※2. 当該特例の開始日。この日より前、この日以後の接種実績の有無に応じて第1期初回2回目と第1期追加の接種間隔が異なる (R2厚労省確認)

令和7年度 仙台市予防接種実施計画より抜粋